

【本日の目次】

1. 市況情報

- ◆ 本日の株価指標等
- ◆ 第一部前・後場概況

2. マーケットニュース

3. セミナー情報

- ◆ +YOU ニッポン応援全国キャラバン開催予定

4. コラム

- ◆ 証券取引等監視委員会からの寄稿

=====
※ 以下については、証券取引等監視委員会のウェブサイト掲載にあたり、上記
目次 4. コラムを抜粋しております。
=====

証券取引等監視委員会からの寄稿

投稿 No. 144

金融商品取引業者等に対する証券検査における指摘事例集について

証券取引等監視委員会事務局 証券検査課長 杉山 真

証券取引等監視委員会（以下、「証券監視委」）は、市場の公正性・透明性の確保及び投資者の保護を図るため、金融商品取引業者等の業務や財産の状況の検査（証券検査）を行っています。

証券監視委では、金融商品取引業者等のコンプライアンスの改善・向上に資するよう、平成 25 年度及び平成 26 年度に証券監視委及び財務局等が実施した証券検査において勧告・指摘を行った個別事例のうちの主な指摘事項を類型化して、簡潔な記述を加えて取りまとめた「金融商品取引業者等に対する

証券検査における指摘事例集」を公表いたしました。

今回のメルマガでは、その概要について紹介したいと思います。

なお、更に詳しくはこちら (<http://www.fsa.go.jp/sesc/kensa/shiteki/jirei.htm>)
をご覧ください。

1. 証券検査における指摘事例の傾向

平成 26 年度においては、266 件（着手ベース）の検査を実施し、前年度分からの継続分も含めて 277 件について検査を終了しました。法令違反や内部管理態勢等について問題点が認められた 105 業者に対して問題点を通知するとともに、重大な法令違反等が認められた 16 件について、行政処分を求める勧告を行いました。また、適格機関投資家等特例業務届出者等による重大な法令違反等が認められた 17 件について、検査結果等の公表を行いました。

また、平成 25 年度及び同 26 年度に勧告を実施した 34 件に係る法令違反行為 86 件のうち、「変更登録を受けることなく無登録の金融商品取引業を行うこと」が 9 件と最も多く、次いで、「金融商品取引業に関し、不正又は著しく不当な行為をした場合において、その情状が特に重いとき」が 8 件となっています。

2. 指摘事例

（1）第一種金融商品取引業者

第一種金融商品取引業者については、著しく杜撰な業務管理、投資信託・債券間の不適切な乗換勧誘、仕組債の販売勧誘に係る管理態勢の不備、不十分な社債販売態勢、売買審査態勢の不備、法人関係情報に係る営業管理態勢の不備、法人関係情報に係る管理態勢の不備、空売り規制違反、純財産額及び自己資本規制比率が法定の基準に満たない状況等、円 LIBOR に係る不適切な行為及び顧客に関する非公開情報の受領、厚生年金基金の役職員に対する特別の利益提供、投資信託等の解約意向に係る不十分な苦情管理態勢、スリッページの取扱いに係る不備、システムリスク管理態勢の不備、未登録者による外務員行為、反社会的勢力との関係遮断のための態勢の不備、疑わしい取引の届出の未実施、に関する事例を取り上げています。

（2）第二種金融商品取引業者

第二種金融商品取引業者については、平成 25 年 4 月に行政処分勧告を行った MRI INTERNATIONAL, INC の事案概要を取り上げるとともに、ファンドの取得勧誘に係る虚偽告知、ファンドの取得勧誘に係る重要な事項に関する誤解表示、ファンドの取得勧誘に係る虚偽表示、顧客交付書面の作成に係る内部管理態勢の不備、不十分な販売管理態勢、分別管理が確保されてい

ない状況におけるファンド持分の取得勧誘等、分別管理が確保されていない状況におけるファンド持分の取得勧誘及び当局への虚偽報告、報告徴取命令に対する虚偽報告等、不正な手段により登録を受けた行為、に関する事例を取り上げています。

(3) 投資助言・代理業者

投資助言・代理業者については、著しく事実に相違する表示又は著しく人を誤認させるような表示、顧客への利益提供、業務停止命令違反、報告徴取命令で提出を求められた資料の不提出、無登録の海外外国為替証拠金取引業者の推奨、に関する事例を取り上げています。

(4) 投資運用業者

投資運用業者については、AIJ 事案を受けて行った投資一任業者に対する集中的な検査の結果について取り上げるとともに、投資一任契約の締結に係る重要な事項に関する誤解表示、投資一任契約に係る忠実義務違反、事実と異なる運用報告書の顧客への交付、無登録の海外運用会社が行う取得勧誘に該当するおそれのある行為への関与、投資一任契約に係る善管注意義務違反、船舶関連私募債の売買に関する公益又は投資者保護上重大な問題、不適切な運用モニタリング、年金基金関係者に対する特別の利益提供、純財産額を適切に把握していない状況、商品開発態勢に係る不備、投資信託の販売用資料に関する審査態勢の不備、に関する事例を取り上げています。

3. 終わりに

証券監視委としては、本事例集が、市場関係者の皆様方をはじめとする幅広い方々に読まれることにより、市場における自主的な規律の強化や、証券監視委の活動に対する理解の深化に役立つことを期待しています。

※文中、意見にわたる部分は、筆者の個人的見解です。

■証券取引等監視委員会ウェブサイト

<http://www.fsa.go.jp/sesc/index.htm>

■証券取引等監視委員会では、その活動状況やウェブサイトの更新情報などを配信しています。

<http://www.fsa.go.jp/sesc/message/index.htm>